

住居確保給付金（家賃サポート）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

住居確保給付金

支給対象（コロナ前）

- ・ 離職・廃業後2年以内の者

拡大後

- ・ 離職・廃業後2年以内の者
- ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

対象者 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

支給期間 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

支給額 単身世帯:32,000円、2人世帯:38,000円、3～5人世帯:42,000円、6人世帯:45,000円、7人以上世帯:50,000円

支給要件

- 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと（南魚沼市の目安）
単身世帯：7.8万円+3.2万円以内、2人世帯：11.5万円+3.8万円以内、3人世帯：14.0万円+4.2万円以内、4人世帯：17.5万円+4.2万円以内、5人世帯：20.9万円+4.2万円以内（6人以上の場合もご相談ください）
※具体例：単身世帯で家賃2.8万円の場合の基準額 $7.8万円 + 2.8万円 = 10.6万円$
- 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと（南魚沼市の目安）単身世帯：48.6万円、2人世帯：69万円、3人世帯：84.9万円、4人以上世帯：100万円
- 求職活動等要件：常用就職を目指した求職活動を行うこと。または給与や収入を得る機会を増加させる活動を行うこと
※4/30から申請時のハローワークへの求職申込が不要になりました
※5/20から郵送での申請ができるようになりました

等



●ご相談・お申込みは

南魚沼市福祉課厚生福祉係（南魚沼市福祉事務所）

025-773-6667 ※8:30～17:15（土日・祝日以外）